

# 呉市立呉高等学校いじめ防止基本方針

令和6年9月30日改正

## 1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

## 2 いじめの定義

(1)本基本方針におけるいじめについて、法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「生徒」とは、学校に在籍する生徒をいう。

(2) いじめに当たるか否かの判断に当たっては、表面的・形式的にすることなく、当該行為を受けている生徒が現に心身の苦痛（傷つき）を感じているかという視点に立ち、いじめられた生徒本人の周辺の状況等を客観的に確認して総合的に判断することを周知し、いじめの積極的な認知につなげる。

(3) 具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図る。

また、いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。」との認識に立ち、いじめられた生徒の立場に徹底的に立ち、寄り添って対応することを基本とし、生徒が傷ついているのかどうかについてしっかりと観察し、ささいな変化に気付くこと、

また、指導や介入の機会を逸することなく、継続して一緒に取り組む姿勢でいることが大切である。

本校は、常にこの基本的な考え方に立ち返り、一人一人の尊厳の大切さを心に据えながら、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

#### (1) いじめの問題への認識

ア いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であり、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

イ いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃したり、見過ごしたりする可能性がある。

ウ いじめは、全ての生徒に関係する問題である。

#### (2) いじめの問題への指導方針

ア いじめは絶対に許されない行為であるという認識の下、毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。

イ 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導する。

ウ いじめの問題は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や望ましい集団づくり等を進めることにより、生徒自らがいじめをなくそうとする態度を身に付けられるよう指導する。

#### (3) いじめの問題への対応

ア いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

ウ いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組む。

エ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

### 4 いじめの防止等に係る組織

#### (1) いじめ防止委員会（いじめ対応チーム）の設置

いじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まず組織的に対応するため、また、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、いじめ防止委員会（いじめ対応チーム）を設置し、校内組織に位置付ける。

##### ア 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、関係担任、養護教諭、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者

##### イ 取組内容

(ア) 「チーム学校」として機能する安全・安心な学校環境づくりに向けたいじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築

(イ) いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする生徒指導推進計画の作成

(ウ) いじめの防止及びいじめの発生時の対応、法の内容、心理や福祉の専門家であ

- るスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上等に係る校内研修を年間1回以上実施
- (エ) いじめの相談・通報の窓口になるとともに，複数の教職員が個別に認知した情報を収集・整理・記録して共有
- (オ) いじめの防止等に係る関係機関連携（呉市教育委員会学校安全課，呉警察署，広警察署，呉市こども家庭相談課等）
- (カ) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・相談窓口の設置・広報
- (キ) いじめに係る情報があった場合における「5 いじめの防止等に係る具体的な取組」の「(4) いじめへの組織的な対応」に記載した対応の実施
- (ク) 学校のホームページへの掲載その他の方法により，保護者や地域住民が「学校いじめ防止基本方針」の内容を容易に確認できるようにするとともに，その内容を，入学時・各年度の開始時等に生徒，保護者，関係機関等に説明
- (2) いじめ撲滅プロジェクトチームの設置
- 教職員，生徒，保護者，地域住民等によるプロジェクトチームを設置し，年間を通して，いじめゼロの実現を図る取組を充実させる。

#### ア 構成員

- (ア) 教職員（校長，教頭，生徒指導主事，学年主任，教務主任，養護教諭等）
- (イ) 生徒（生徒会長等）
- (ウ) 保護者（PTA会長，PTA役員等）
- (エ) 地域住民（主任児童委員，民生児童委員，まちづくりセンター館長等）

#### イ 取組内容

- (ア) いじめの未然防止に係る啓発活動（校門でのいじめ撲滅呼びかけ運動を，あいさつ運動と兼ねて実施。標語やポスターの募集，掲示，表彰。学校通信，学年通信，PTA新聞やホームページ等を使った広報活動。保護者啓発のための人権講演会等）
- (イ) 保護者によるいじめ相談窓口の設置，学校・学年通信等による「いじめ相談窓口」や学校の取組等の広報
- (ウ) 生徒や保護者へのアンケート調査結果，相談窓口の利用状況及び取組状況について，情報共有したり意見交換したりする場を，学期に1回以上設定
- (エ) その他いじめの防止等に必要な取組

## 5 いじめ防止等に係る具体的な取組

### (1) いじめを未然防止するための取組

生徒が自主的にいじめの問題について考え，議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また，未然防止の基本として，生徒が，心の通じ合うコミュニケーション能力を育み，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

特に，生徒会を中心としたいじめ撲滅キャンペーンを年間2回実施し，生徒の主体的な活動を通して，いじめに対する問題意識を高めるとともに，いじめは絶対に許さないという心を育む。なお，実施に当たっては，保護者や地域を巻き込みながら取り組む。

#### ア 期間

第1回：6月上旬～7月上旬，第2回：10月中旬～11月中旬

#### イ 取組内容

(ア) 生徒会組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設置するなどして、全ての生徒が主体的に活動できるキャンペーンにする。

(イ) スローガンや標語、ポスター等の掲示物を充実させ、校内の環境整備を進めることで、いじめを未然防止する風土をつくる。

(ウ) 保護者会の実施や学校だより等を通して、キャンペーンについて保護者、地域の理解を得るとともに、家庭でもいじめの問題について考える契機とする。

## (2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは、行った側が軽く考える一方で、受けた側が深く傷ついているなど、意識に大きなギャップがあるのが特徴である。いじめを早期に発見するには、受けた側の傷つきにできるだけ早くかつ敏感に気付く必要があり、「傷つき＝心身の苦痛」を尺度として持つことを意識しながら、次の取組を実施する。

ア 生徒が教職員に悩み等を打ち明けられるような信頼関係の構築を図るとともに、教職員間の連携や共有を基にした生徒が気軽に悩みや不安を相談できる教育相談体制を確立する。

イ 休み時間や放課後の生徒の観察や声掛け、日記・生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。

ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に向け、学期に1回以上、アンケート調査及び個別面談を実施する。なお、アンケート調査の実施に当たっては、生徒の実態等を見ながら、調査方法（記名式、無記名式）や回答方法（学校で回答、自宅に持ち帰って回答）についても検討する。

エ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口等について学校便りや学年便り等で広く周知する。

オ いじめられている事実を他者に伝えることは適切な行動であると理解させ、レジリエンス（心の回復力）の育成やSOSを出すことのできる生徒の育成に向けた取組を、年間1回以上実施する。

## (3) いじめへの組織的な対応

教育相談や見守り、保護者連携等により、生徒の友人関係や精神面等に係る状況の把握に努め、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、全教職員がいじめられた生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。なお、生徒や保護者がそれ以上の対応を望まない場合も、継続して一緒に取り組む姿勢があることを示していく。

ア いじめを把握した場合には、教職員が一人で抱え込まず、いじめ防止委員会（いじめ対応チーム）で情報を共有するとともに、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係等についての情報を集め、指導に生かす。

イ いじめられた生徒に対しては、事実関係の聴取を行うとともに、家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。また、いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

ウ いじめをした生徒からも事実関係の聴取を行い、十分な反省を促すとともに、成長支援という視点を持ちながら指導をする。また、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。なお、状況に応じて、心理や福祉の専門家等、外部専門家に協力要請を行う。

- エ 事実関係の聴取に当たっては、次のことに留意して行う。
- (ア) 生徒への事情聴取はできるだけ複数教員で行い、場所や時間に配慮する。
  - (イ) 生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
  - (ウ) 関係者からの情報に食い違いがないかを確認する。
  - (エ) 情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないよう細心の注意を払う。

オ 傍観者の立場でも、いじめているのと同様であることの指導をする。いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

カ 謝罪の場の設定に当たっては、単に早期の解決を目指すのではなく、被害生徒の心情に寄り添い、被害生徒やその保護者の意向や状況を捉えた上で行う。

キ 指導や謝罪が終わった後も、被害生徒や保護者への面談などを通じて、いじめに係る行為が止んでいるかどうか、被害生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかについて、日常的に注意深く見守り、継続的に確認する。

ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる次のようないじめ事案等に対しては、法第23条第6項に基づき、直ちに、警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

- (ア) 学校の内外で発生した生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのあるいじめ事案
- (イ) いじめを受けた生徒又は保護者のいじめをした側に対する処罰感情が強いなどいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案
- (ウ) 匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案

ケ いじめの問題等に関する指導記録を作成し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

#### (4) 学校、家庭及び地域の連携

より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

## 6 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「4」のいじめ撲滅プロジェクトチームを中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

### (1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合 等）
- 二 いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）
- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

## (2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ撲滅プロジェクトチームにおいて重大事態と判断した場合は、呉市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

### ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成（校長，教頭，生徒指導主事，養護教諭，学年主任，担任，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等）
- (ウ) 関係保護者，教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A 役員及び同窓会等との連携
- (オ) 関係生徒への対応
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校生徒への対応

### イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応（窓口の一本化）

### ウ 再発防止への取組

- (ア) 教育委員会との連携の下，関係機関との連携
- (イ) 問題の背景・課題の整理，教訓化
- (ウ) 取組の見直し，再発防止策の検討・策定
- (エ) 再発防止策の実施

## 7 検証及び基本方針等の見直し

- (1) 策定した基本方針が機能しているか否かの検証及び見直しを，毎年度末までに行う。
- (2) 学校評価において，いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し，達成状況を評価する。また，評価結果を踏まえ，学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- (3) いじめ撲滅プロジェクトチームにおいて，各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い，その結果に基づき，実施計画の修正を行う。
- (4) いじめ撲滅プロジェクトチームにおいて，各種アンケート，いじめの認知件数及びいじめの解決件数，いじめ防止に係る具体的な数値を基に，年度間の取組を検証し，次年度の生徒指導推進年間計画を策定する。